

# 令和8年春の全国交通安全運動山梨県実施要綱

## 第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 第2 期間

- 1 運動期間 令和8年4月6日（月）から15日（水）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和8年4月10日（金）

## 第3 主 唱

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

## 第4 主催機関・団体、協賛機関・団体

別紙のとおり

## 第5 運動のスローガン

- 1 メインスローガン  
安全の 気づかい乗せて 甲斐の道
- 2 サブスローガン  
富士の道 目指そうマナーも 日本一  
命より 大事な予定 ありますか  
スマホ見る 2秒の脇見が 命とり  
飲酒事故 失われるのは 互いの未来  
守りたい 交通ルールと あの笑顔

## 第6 運動重点

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 4 飲酒運転の根絶（本県重点）

【趣旨】運動の重点を4点とする趣旨は、以下のとおりである。

- (1) 次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは極めて重要な課題であるところ、全国においては交通事故による幼児（※1）・児童（※2）の死者・重傷者は歩行中や自転車乗用中の割合が高い。また、歩行中の幼児・児童の死者・重傷者数は登下校の時間帯に多いほか、新学期が始まる4月から6月にかけて死者・重傷者数が増加する傾向にあるなど、依然として通学

路や地域住民の日常生活に使用される生活道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。加えて、こどもに限らず、交通事故死者数全体を状態別で見ると、歩行中の割合が最も高く、その中でも高齢者の割合が約7割を占めているほか、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反や夜間の路上横臥が認められる。このため、こどもを始めとする歩行者の安全確保が急務であり、全ての歩行者に対し、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図り、正しい道路横断等を実践するよう促していく必要がある。

加えて道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）により、令和8年9月1日から生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられる。本改正は、中央線等のない生活道路の法定速度を引き下げるといふ県民の生活に大きく関わるものであることから、県民に対する十分な広報啓発が必要である。あわせて、生活道路における歩行者の安全を確保するため、「生活道路は人が優先」という意識を県民に浸透させるとともに、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止するための対策等を推進する必要がある。

本県においては、全交通事故件数に占める小・中学生の割合は少ないものの、令和7年中の死者19名のうち歩行者事故による死者が7名と、依然として深刻な状況であることから、年齢を問わず歩行者全体の安全確保が強く求められている。

※1「幼児」とは未就園児及び就園児をいう。以下同じ。 ※2「児童」とは小学生をいう。以下同じ。

- (2) 近年、スマートフォン等の画像を注視するなどして自動車を運転する「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にある。また、本県では死亡事故の約4割が車両対歩行者の交通事故であり、いまだ横断歩道における自動車の一時停止が徹底されていないほか、本県のみならず全国的に見ても飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。さらに、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がるにつれ低下する傾向にある。このため、自動車等の運転者に対して、「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上を図るとともに、シートベルト・チャイルドシートの適切な使用を促していく必要がある。

なお、全国における75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、免許保有者人口当たりで見ると、75歳未満の運転者の約2倍発生しており、特に車両単独事故の割合が高いことにも留意が必要である。

- (3) 全事故に占める自転車に関係する事故の割合は、全国的に増加傾向にあり、自転車乗用中の交通事故死者数は65歳以上が約7割を占めており、負傷者数は15歳以上19歳未満の若年層の割合が顕著に高い。中学生、高校生の事故は、いずれも1年生が他学年より多く、下校中より登校中の事故が多いほか、通学に慣れてきた5月から6月に事故が多くなる傾向にある。本県においても、全交通事故の約1割が自転車関連事故であり、その割合は近年横ばいで推移し、

自転車事故による死者も毎年発生している。また、自転車乗用中の死者の約半数は頭部に致命傷を負っているほか、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。さらに、全国における自転車乗用中の死亡・重傷事故において、自転車運転者の約4分の3に法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。）により、自転車運転中の「ながらスマホ」の禁止や酒気帯び運転に対する罰則が創設されたほか、令和8年4月1日からは、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入される。このため、広く県民に対して、交通ルールについて分かりやすく周知し、その理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要がある。

特定小型原動機付自転車に関しては、自転車や一般原動機付自転車と比較して、全事故に占める飲酒運転による交通事故の割合が著しく高いという特徴があるほか、信号の遵守、車道通行の原則など、基本的な交通ルールが守られておらず、交通ルールの遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要がある。

- (4) 全国における飲酒運転による交通事故は減少傾向にあったものの、令和5年の増加以降は横ばいで推移し、依然として飲酒運転による死亡ひき逃げ事件など悲惨な事故が後を絶たない。本県においては、令和7年7月末時点の人口10万人あたりの飲酒運転による人身交通事故件数が全国ワースト1位になるなど、極めて深刻な状況であったことから、各関係機関・団体との連携を一層強化し、地域が一体となって飲酒運転の根絶に向けた取組を継続的に推進していく必要がある。

## 第7 運動の重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

### 1 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保

#### (1) 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

ア 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

イ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

オ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

#### (2) 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間に飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるものも多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
  - イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を、手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
  - ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
  - エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
  - オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
  - カ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (1) 「ながらスマホ」の根絶
    - ア 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
    - イ 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
  - (2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底
    - ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
    - イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
    - ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
  - (3) 妨害運転等の防止対策
    - ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
    - イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
  - (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- イ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
- (5) 高齢運転者の交通事故防止対策
  - ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発の推進
  - イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
  - ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知の推進
- (6) 外国人運転者の交通事故防止対策
  - ア 母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
  - イ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知
  - ウ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
  - エ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
  - オ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進
- (7) 二輪車運転者に対する広報啓発
  - ア 二輪車の特性（車の死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
  - イ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
  - ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
  - (1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知
    - ア 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通

行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

ウ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進

エ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進

オ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

## (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進

ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進

オ 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

## (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

ア 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進

イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進

ウ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

## 4 飲酒運転の根絶

- (1) 地域と事業者が一体となった飲酒運転防止の徹底
  - ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
  - イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- (2) 飲酒運転根絶を目指した効果的な啓発活動の推進
  - ア 市町村及び関係機関・団体が連携した各種キャンペーンや広報啓発活動の実施
  - イ 飲酒運転四ない運動（「運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、飲酒運転を許さない」）の徹底
- (3) 交通社会から飲酒運転の排除
  - ア 飲酒運転取締りの強化
  - イ 飲酒運転に対する運転免許停止処分及び取消処分、それに伴う欠格期間等に関する行政処分についての周知

## 第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に被害を負っている厳しい交通事故情勢が正しく理解・認識され、第6及び第7に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

### 1 主催機関・団体における実施要領

- (1) 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育、増加する訪日外国人や在留外国人に対する交通安全啓発等、時代に即した取組を更に推進するものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。

- (3) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的にを行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。
- (4) 主催機関・団体は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (5) 県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT(情報通信技術)の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

#### ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践
- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (オ) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実
- (カ) 地域の交通安全活動に、当該地域の外国人コミュニティや居住・勤務する外国人の参加を促し、その取組を支援する活動の推進

#### イ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動

- (ア) こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践
- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消
- (ウ) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもを含めたチャイルドシートの正しい使用の徹底

#### ウ 中学校、高等学校、大学等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 地域の交通安全啓発活動への参加促進

#### エ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとつ

ての危険箇所の把握と解消

オ 職域における活動

- (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (イ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (ウ) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
- (エ) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- (カ) 二輪車乗車時の乗車用ヘルメットの正しい着用とプロテクター着用の促進、ペダル付き電動バイクの運転には運転免許が必要であることなどの正しい交通ルールの周知
- (キ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進
- (ク) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
- (ケ) 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

2 協賛機関・団体における実施要領

協賛機関・団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

## 第8 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

別記 1(山梨県交通安全運動 主催機関・団体、協賛機関・団体)

●主催機関・団体 43 (順序不同)

山梨県  
山梨県警察  
山梨県教育委員会  
山梨県議会  
市町村  
市町村教育委員会  
関東運輸局山梨運輸支局  
山梨労働局  
国土交通省甲府河川国道事務所  
山梨県市長会  
山梨県町村会  
山梨県道路公社  
中日本高速道路(株)東京支社甲府保全・サービスセンター  
中日本高速道路(株)東京支社大月保全・サービスセンター  
J R東日本八王子支社  
J R東日本長野支社  
J R東海静岡支社  
富士急行(株)  
山梨県公民館連絡協議会  
山梨県老人クラブ連合会  
山梨県青少年団体連絡協議会  
山梨県連合婦人会

山梨県女性団体協議会  
山梨県交通安全協会  
山梨県安全運転管理者協議会  
山梨県高速道路交通安全協議会  
山梨県農協交通安全運動推進協議会  
自動車安全運転センター山梨県事務所  
自動車事故対策機構山梨支所  
山梨県バス協会  
山梨県タクシー協会  
山梨県トラック協会  
山梨県自動車整備振興会  
山梨県軽自動車協会  
軽自動車検査協会山梨事務所  
山梨県二輪車普及安全協会  
山梨県二輪車安全運転推進委員会  
山梨県自動車販売店協会  
山梨県指定自動車教習所協会  
山梨県自転車軽自動車商協同組合  
日本自動車連盟山梨支部  
山梨県食品衛生協会  
独立行政法人 自動車技術総合機構 関東検査部 山梨事務所

●協賛機関・団体 66 (順序不同)

甲府地方検察庁  
甲府地方法務局  
甲府地方気象台  
甲府保護観察所  
甲府少年鑑別所  
山梨県市議会議長会  
山梨県町村議会議長会  
山梨県公立小中学校長会  
山梨県高等学校校長協会  
山梨県市町村教育委員会連合会  
山梨県私学教育振興会  
山梨県PTA協議会  
山梨県高等学校PTA連合会  
山梨県社会教育委員連絡協議会  
山梨県保育協議会  
山梨県専修学校各種学校協会  
山梨県私立中学校高等学校PTA連合会  
山梨県私立幼稚園PTA連合会  
山梨県高等学校生徒指導主事連絡会  
山梨県少年補導員連絡協議会  
山梨県学校警察補導連絡中央協議会  
ボーイスカウト山梨連盟  
ガールスカウト山梨連盟  
日本道路交通情報センター甲府センター  
山梨県身体障害者運転者会  
山梨県中古自動車販売協会  
山梨県レンタカー協会  
損害保険料率算出機構甲府自賠責損害調査事務所  
山梨県消防協会  
山梨県建設業協会  
山梨県砂利組合連合会  
山梨県山砕石事業協同組合  
山梨県農業機械商業協同組合

やまなし観光推進機構  
山梨県弁護士会  
山梨県医師会  
山梨県社会福祉協議会  
山梨県人権擁護委員連合会  
山梨県商工会議所連合会  
山梨県商工会連合会  
山梨県防犯協会  
日本損害保険協会関東支部山梨損保会  
山梨県老人福祉施設協議会  
山梨県銀行協会  
山梨県信用金庫協会  
山梨県信用組合協会  
生命保険協会山梨県協会  
日本郵便株式会社甲府中央郵便局  
山梨県たばこ商業協同組合連合会  
N T T東日本  
山梨県小売酒販組合連合会  
日本赤十字社山梨県支部  
山梨県鮪商生活衛生同業組合  
山梨県職員自家用車通勤者友の会  
山梨県遊技業協同組合  
山梨県大型店協議会  
山梨県中小企業団体中央会  
山梨県興行生活衛生同業組合  
甲府・南・北・西・富士吉田ロータリークラブ  
山梨県歯科医師会  
甲府ホテル旅館協同組合  
ライオンズクラブ オール山梨  
環境パートナーシップやまなし  
山梨県犯罪被害者支援連絡協議会  
地域交通安全活動推進委員協議会  
山梨県石油協同組合

●協賛報道機関 16 (順序不同)

山梨放送  
テレビ山梨  
NHK甲府放送局  
山梨日日新聞社  
朝日新聞甲府総局  
毎日新聞甲府支局  
読売新聞甲府支局  
産経新聞甲府支局

日本経済新聞甲府支局  
共同通信甲府支局  
時事通信甲府支局  
テレビ朝日甲府支局  
エフエム富士  
山梨県CATV連絡協議会  
山梨新報社  
エフエム甲府

(合計 125 機関・団体)